特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

I 関連情報

法令上の根拠

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務			
①事務の名称	児童手当事務			
②事務の概要	児童手当事務 児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答・未支払の児童手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出にに対する応答・・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 窓口や郵送での書類受付及びマイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁・総務省令第9号)(以下「第19条第8号省令」とする)第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務の内同表第二欄に掲げられた特定個人番号 利用事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた利用特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。			
③システムの名称2. 特定個人情報ファ	児童手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)			
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童手当要件児童ファイル 3. 施設入所児童ファイル				
	// C. ル主ナコ女 ルミノバル O. 心政人がルミノバル			
3. 個人番号の利用				

1. 番号法第9条第1項及び別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) 第44条

4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号省令第2条の表 - 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が「地方税関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支統に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定によりの支によいう。) 所則第二条第一項の給付(以下「旧特例給付」という。) の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。) 介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの」となっているもの(42の項) - 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療(と要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの」となっているもの(125の項) - 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が「地方税関係情報、母果要関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの」となっているもの(141の項) - 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が「地方税関係情報、子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの」となっているものの第3第19条第8号省令第14条、第127条、第143条、第163条 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号省令 - 第44条、第127条、第143条、第163条 (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」となっているもの(107の項) 第一個(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの」となっているもの(107の9条)
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	こども課

②所属長の役職名

こども課長

6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務課 〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 電話 0596-52-7111					
8. 特定個人情報ファイル・	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	こども課 〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 電話 0596-52-7123					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
いつ時点の計数か			年7月10日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年7月10日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 施機関については、それ] ιぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 5書又は全項目評価書において、リス	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	バー登録や副本登録を行う際には、本人に は4情報又は住所を含む3情報による照のほか、下記の局面で特定個人情報の野)保管

9. 監	· 查							
実施0	D有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[〕外部監査	
10. 稅	 業者に対する教育・	啓発						
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行っ 3) 十分に行っ		
11. 量	長も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は	重点項目評価を写	尾施する
最も優れる対	₹先度が高いと考えら 策	<選択II 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	特定個人情報の漏えいまとう 目的外の入手が行われる 目的を超えた紐付け、 を限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワークな 情報提供ネットワークな 特定個人情報の漏えい 従業者に対する教育・	れるリスク 事では 不正に まで いまな いまな いまな かれる かれる かれる かれる かれる かれる かれる かれる かれる かれる	への対策 要のない情: 用されるリス シリスクへの対 スクへの対射 ・通じて目的 ・通じて不正	報との紐付けが くクへの対策 対策 で をでいる が行れ な提供が行われ	^{ネットワークシステムを通じ} っれるリスクへの対領	た提供を除く。)
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	入れている る されている	
	判断の根拠	り、アクー る。 また、個	当システムのアクセスだけるでは、 セス可能な職員の名類 人番号及び本人情報 対策を講じていること いる。	算を年度ご が記載さ	とに作成す。 れた申請書類	ることで、アクセン 類は鍵のかかる	ス権限の適切な管理 書庫にて保管してい	型を行ってい ·る。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	I . 5. ①	福祉保健課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	I . 5. ②	福祉保健課長 下村由美子	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	I.7	総務課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7111	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945 番地 0596-52-7111	事後	
平成30年8月31日	I . 8	福祉保健課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7115	福祉ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之 上945番地 0596-52-7116	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ.1 いつ時点の計算か	平成29年5月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ.2 いつ時点の計算か	平成29年5月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ.1 いつ時点の計算か	平成30年6月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ.2 いつ時点の計算か	平成30年6月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	Ⅳ全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	I . 5. ①	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	I . 5. ②	福祉ほけん課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	I. 7	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945 番地 0596-52-7111	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之 上945番地 0596-52-7111	事後	
令和2年10月16日	I . 8	福祉ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之 上945番地 0596-52-7116	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之 上945番地 0596-52-7116	事後	
令和2年10月16日	I . 4. ②	番号法第19条 第7項 別表第二の 26,30,74,75,87の項	番号法第19条 第7項 別表第二の 26,30,74,75,87,106の項	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ.1 いつ時点の計算か	令和1年5月31日時点	令和2年9月30日時点	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ.2 いつ時点の計算か	令和1年5月31日時点	令和2年9月30日時点	事後	
令和3年8月20日	I . 4. ②	176 311 7/1 75 8 7 111677118	【情報照会】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番74,75 【情報提供】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番 26,30,87,106	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	Ⅱ.1 いつ時点の計算か	令和2年9月30日時点	令和3年8月20日時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ.2 いつ時点の計算か	令和2年9月30日時点	令和3年8月20日時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ.1 いつ時点の計算か	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ.2 いつ時点の計算か	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ.1 いつ時点の計算か	令和4年6月17日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ.2 いつ時点の計算か	令和4年6月17日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和5年6月30日	I . 4. ②	【情報照会】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番74,75 【情報提供】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番 26,30,87,106	【情報照会】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番74,75 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 19,44,53 【情報提供】 番号法第19条 第8号 別表第二 項番 26,30,87,106 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第40条、第40条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日		児童手当法に基づき、中学校修了までの子ど もを養育している主たる生計者に対し児童手当 の支給業務を行う。	児童手当法に基づく児童手識別するためのあるためのの場所に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。・児童手当の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての認定請求の受理、その請求は各の事業に対するでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	事後	
令和6年12月10日	I . 1. ③	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	児童手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I.3	番号法第9条 第1項 別表第一の56の項	1. 番号法第9条第1項及び別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年9 月10日号外内閣府・総務省令第5号) 第44条		
令和6年12月10日	I . 4. ②	【情報照会】番号法第19条 第8号 別表第二 項番74,75番号法別表第二の主務省令で定め る事務及び情報を定める命令 19,44,53 【情報提供】番号法第19条 第8号 別表第二 項番26,30,87,106番号法別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第40条、 第40条の2	(情報提供の根拠) 〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号省令第2条の表 ・第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が「地方税関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第百四十号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当及び子ども・子育で支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)附別第二条第一項の総付(以下「旧特例給付)という。)の支給に関する情報と以下この条において「児童手当協」という。)の支給に関いする情報と以下この条において「児童手当間人に有報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報という。)、介護保険給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、乃護保険給付等関係情報とは定事者自立支援給付関係情報、方護保険給付等関係情報とは定事者自立支援給付関係情報、方護保険給付等関係情報とは定事者自立支援給付関係情報、方護保険給付等関係情報、方式の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しく情報のが「地方税関係情報」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しく情報の指しているもの(1410項)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報の特別係情報とは民事る者自立支援給付関係情報、分選等の第2条の表の第12条、第143条、第163条(情報照会の根拠)及び第19条第8号省令第2条の表・第14条、第127条、第143条、第163条(情報照会の根拠)。び第19条第8号(特定個人番号利用事務)が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」となっているもの(107の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」となっているもの(107の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個特定個人番号利用事務)が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」となっているもの(107の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個特定個人番号利用事務)が「児童手当法による児童手当又は旧特別給付の支給(同様の第2条で定めるもの」となっているもの(107の項)・第一線、第2条第8号名令・第108条・第109条	事後	
令和6年12月10日	I . 5. ①	住民ほけん課	こども課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I.5.2	住民ほけん課長	こども課長	事後	
令和6年12月10日	I.6	なし	<空欄>	事後	
令和6年12月10日	I.7	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之 上945番地 0596-52-7111	総務課 〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 電話 0596-52-7111	事後	
令和6年12月10日	I.8	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之 上945番地 0596-52-7116	こども課 〒515-0332 三重県多気郡明和町 大字馬之上945番地 電話 0596-52-7123	事後	
令和6年12月10日	Ⅱ.1 いつ時点の計数か	令和2年8月20日時点	令和6年12月10日時点	事後	
令和6年12月10日	Ⅱ.2 いつ時点の計数か	令和2年8月20日時点	令和6年12月10日時点	事後	
令和6年12月10日	Ⅳ. リスク対策 5	十分である	[〇]提供・移転しない	事後	
令和6年12月10日	Ⅳ. リスク対策 8	<新規>	十分である	事後	
令和7年7月10日	Ⅱ.1 いつ時点の計数か	令和6年12月10日時点	令和7年7月10日時点	事後	
令和7年7月10日	Ⅱ.2 いつ時点の計数か	令和6年12月10日時点	令和7年7月10日時点	事後	